

大船渡市中小企業被災資産復旧費補助金交付要綱

(目的)

第1 令和7年大船渡市大規模林野火災で被害を受けた中小企業者の事業再開を支援するため、その復旧に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により、大船渡市中小企業被災資産復旧費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 令和7年大船渡市大規模林野火災

令和7年2月26日に大船渡市で発生し、同日、岩手県が大船渡市への災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を決定した大規模火災をいう。

(2) 中小企業者

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(3) 小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。なお、個人事業主も中小企業者・小規模事業者に含まれるが、個人事業主の補助対象者は次の者に限る。

ア 令和7年2月25日以前に、所得税法第229条に規定する「個人事業の開始届出書」を提出しているもの。

イ 「個人事業の開業届出書」を税務署に未提出であっても、「各種法令で定める書類（確定申告書、営業許可証等）により、災害発生日に事業を行っていたこと」が確認できるもの。

(4) 復旧

令和7年大船渡市大規模林野火災により被災した事業用の施設設備（以下「被災資産」という。）について、事業再開のために不可欠な被災資産を取得又は修繕することをする。

(5) 施設設備

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる資産をいう。なお、被災中小企業者の車両等の取得については、当該車両等が専ら事業に使用することが明確であり、かつ、業種から見て当該事業者の事業の再開に必要不可欠であると認めるものについて補助対象とする。

(補助金の交付基準)

第3 市長は、この補助金を別表1の基準により交付するものとする。

(交付の申請)

第4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助金に係る仕入れにかかる消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れにかかる消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定等)

第5 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) この補助金により復旧した資産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を大船渡市に納付させることがあること。

(2) この補助金により復旧した資産は、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を、補助対象となった施設設備の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する減価償却資産の耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）保存しておかななければならないこと。

(4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(5) 市長は、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

(6) 申請者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、市長が、予算の執行の適正を期するため、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問することに協力しなければならないこと。

(申請の取下げ)

第6 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、市長に書面をもって申し出なければならない。

2 規則8条に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

(補助事業の経理等)

第7 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、第1項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、事業に要する経費（補助対象経費に限る）の総額の20パーセント以内の減少とする。

(契約等)

第9 補助事業者は、売買、請負その他の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

2 補助事業者は、前項の契約に当たり、経済産業省又は岩手県又は市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、市長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

3 市長は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省又は岩手県又は市からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は市長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10 補助事業者は、第5第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 市長が第14第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が市長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、市長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が市長に対し、同項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 市長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 市長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、市長が行う弁済の効力は、市長が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3号による事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったときは速やかに様式第4号による状況報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して20日を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに様式第5号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14 市長は、第13第1項の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 市長は、前項の補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15 補助金は、第14の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、経費を前金払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第6号による請求書を市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに様式第7号による消費税等仕入控除税額報告書を市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による市長の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17 市長は、第8第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別紙「反社会的勢力排除に関する誓約書」に違反した場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第18 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第8号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13第1項に定める実績報告書に様式第9号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19 補助事業者は、補助の対象となった次に掲げる財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けする場合には、あらかじめ様式第10号による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財産処分制限期間を経過した場合はこの限りではない。

(1) 不動産

(2) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産

2 前項に定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する減価償却資産の耐用年数とする。

(情報管理及び秘密保持)

第20 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも前項及び次項の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履

行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 前2項の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第21 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙の「反社会的勢力排除に関する誓約書」を、市長に提出しなければならない。

（立入検査等）

第22 市長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、市長は、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

（その他必要な事項）

第23 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行し、同年2月26日から適用する。

別表第 1（第 3 関係）

補助金交付基準

項 目	内 容
補助対象者	・令和 7 年大船渡市大規模林野火災により事業用資産が被災し、大船渡市内で事業を再開しようとする中小企業者であって、被災資産の復旧を行う者。 ・上記の中小企業者のうち、個人事業者については次の各号に該当する者に限る。 ○ 令和 7 年 2 月 25 日以前に、所得税法第 229 条に規定する「個人事業の開始届出書」を提出しているもの ○ 「個人事業の開業届出書」を税務署に未提出であっても、「各種法令で定める書類（確定申告書、営業許可証等）により、災害発生日に事業を行っていたこと」が確認できるもの
補助金の対象となる経費	令和 7 年大船渡市大規模林野火災により施設設備が被災した中小企業者が、事業再開のために不可欠な施設設備を復旧する場合に要する次に掲げる経費。 （1）中小企業者（小規模事業者を除く）の建物及びその附属設備並びに構築物の復旧（取得・修繕）に要する経費 （2）小規模事業者の建物及びその附属設備並びに構築物の復旧（修繕する場合を除く）に要する経費 （3）中小企業者（小規模事業者を除く）の被災した設備のうち、復旧後に中小企業者（小規模事業者を除く）の減価償却資産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する減価償却資産をいう。以下同じ。）として計上するものの復旧に要する経費
補助要件	（1）被災資産を取得する場合においては、復旧する施設設備が所在していた事業拠点の施設設備が滅失又は修繕が不可能な状態となっていること。 （2）林野火災により被災し、公的機関発行の証明（り災証明書等）の交付を受けた事業者であること。 （3）中小企業者が営む事業の業種は、別記に定める業種であること。 （4）補助対象とする施設設備は、被災前と同程度の機能を有するものであること。 （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（同項第 1 号に掲げる料理店及び同項第 5 号に掲げる営業を除く。）及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。 （6）実績報告時までに以下のいずれかの様式で B C P（事業継続計画）を策定すること ○ 経済産業大臣の認定を受けた「事業継続力強化計画」 ○ 上記に準じた内容を含む事業者独自の計画 （7）今後も事業を継続する意思を有していること。（廃業や事業譲渡を予定していないこと）
保険金の取り扱い	・被災資産に、補助事業者を契約者とする保険・共済により災害を事由として支払われた保険金（被災資産を対象とするもの）がある場合、別表第 2 により、控除した額を補助額とする。
補助率	4 分の 3 以内
補助限度額	3,000 万円／事業者 ※ただし補助事業者が、岩手県の「中小企業被災資産復旧緊急対策費補助金交付要綱（令和 7 年 6 月 4 日制定）」別表第 1 区分 2 に定める「被災小規模事業者復旧支援事業」の補助を併せて受ける場合で、かつ、その補助額と大船渡市中小企業被災資産復旧費補助金の合算額が 3,000 万円を超える場合は、3,000 万円から岩手県の「被災小規模事業者復旧支援事業」の補助額を控除した額を上限とする。

別表第 2（別表第 1 関係）

補助対象経費の算定

補助対象経費の算定
補助事業者が、本事業で復旧等を行う施設又は設備について受領する保険・共済金（共済金、給付金その他これに類する災害を事由として支払われるものを含む。以下、同じ。）がある場合、本事業で復旧等を行う施設・設備の復旧に要する経費から当該保険金・共済金の額を除外した額を、当該補助事業者に係る補助対象経費とする。

別紙

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

令和 年 月 日

大船渡市長

殿

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

別記 補助金の対象とする業種

日本標準産業分類（令和５年７月改定）に掲げる産業のうち、次に掲げる業種

産業分類 中分類番号 (参考)	業種
05	鉱業、採石業、砂利採取業
06	総合工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く。）
08	設備工事業
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業

29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業（風営法第 2 条第 8 項に規定する営業を除く。）
41	映像・音声・文字情報製作業
44	道路貨物運送業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
50	各種商品卸売業（風営法第 2 条第 6 項第 5 号又は第 7 項第 2 号に規定する営業を除く。）
51	繊維・衣服等卸売業（風営法第 2 条第 6 項第 5 号又は第 7 項第 2 号に規定する営業を除く。）
52	飲食料品卸売業
53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業（風営法第 2 条第 6 項第 5 号又は第 7 項第 2 号に規定する営業を除く。）
56	各種商品小売業（風営法第 2 条第 6 項第 5 号又は第 7 項第 2 号に規定する営業を除く。）
57	織物・衣服・身の回り品小売業（風営法第 2 条第 6 項第 5 号又は第 7 項第 2 号に規定する営業を除く。）

58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業（風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。）
61	無店舗小売業（風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。）
67	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
70	物品賃貸業（風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。）
72	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）
75	宿泊業（風営法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）
76	飲食店（風営法第2条第1項第1号に規定するもので一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓乐的雰囲気を伴うものを除く））
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業（風営法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。）
79	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）
80	娯楽業（風営法第2条第1項第4号及び第5号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号、第3号及び第6号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
82	その他の教育、学習支援業
83	医療業（療術業及び歯科技工所に限る）
86	郵便局（郵便受託業に限る）
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業

90	機械等修理業（別掲を除く）
92	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸妓周旋業を除く。）
95	その他のサービス業